平成２２年（フ）第２６２号
青森県南津軽郡田舎館村大字十二川原字中鱸31番地
債務者　品川　慶子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２１号
青森県十和田市大字法量字川代45番地
債務者　川村　昌夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安澤裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３４９０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄27番地　エアポートマンション408
債務者　渡邊　勝義
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　幹裕
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７７号
千葉県習志野市実籾４丁目38番23―301号
債務者　井田　里絵（旧姓末松）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５４６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目63番地
債務者　塚本　文利
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今枝　隆久
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３３号
札幌市東区北39条東１丁目２番11号　ニューエビスビル39―Ｄ棟206号
債務者　荻野　高志
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８８号
千葉県船橋市東船橋３丁目35番20―307号
債務者　玉村りつ子（旧姓米川）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下富佐子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１０号
千葉県船橋市馬込町818番地９
債務者　大塩　壽子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２７号
千葉市若葉区愛生町157番地の２
債務者　保科　康三
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　　泰
4　破産債権の届出期間　平成23年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６０５号
新潟県五泉市論瀬7711番地、前住所新潟市江南区横越中央５丁目12番27号　アムール中央203号
債務者　大湊　英人
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金口　忠司
4　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７８０号
広島市中区江波西２丁目８番10号
債務者　川上　忠宏
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６７号
神戸市西区二ツ屋２丁目２番１、住民票上の住所神戸市北区京地４丁目５番地の５
債務者　藤原食品こと　藤原　眞一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月15日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
北海道室蘭市八丁平２丁目８番14号
債務者　田渕　信幸
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　康二
4　破産債権の届出期間　平成23年１月24日まで
5　一般調査期間　平成23年２月８日から平成23年２月21日まで
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
愛知県一宮市三ツ井５丁目７番26号　コスモスハイツ103号
債務者　畑田　吉洋
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部